

住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）の改正について

民泊サービスの適正な運営を確保しつつ、健全な民泊の普及を図ることを目的とした住宅宿泊事業法が平成 30 年 6 月 15 日に施行されておりますが、今般住宅宿泊事業法施行規則が改正されたこと等に伴い、住宅宿泊事業法施行要領（ガイドライン）が改正されましたので、お知らせ致します。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/3778/>

「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」等について

新たな外国人材受け入れのための在留資格を創設する「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」の平成 31 年 4 月 1 日の施行に向け、受入れ機関等が外国人に対して行うべき支援を内容とする「1号特定技能外国人支援に関する運用要領 - 1号特定技能外国人支援計画の基準について-」が公表されましたので、お知らせ致します。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/3797/>

受講料無料

たっぴんクラウド パソコン研修のご案内

● 下記内容で実施しますのでお電話でお申込み下さい。

TEL: 078-382-0977 (担当: 中嶋・友安)

1 会員につき 1 名のみのお申込みをお願いします。

◆ 日時: 下記参照

◆ 場所: 兵庫県不動産会館 4 階パソコン教室

● 研修内容

★ 物件登録 ★ 間取り図作成

★ 会員ホームページ（ハトラぶの会員情報ページ）の編集

日程	時間	定員
6月4日(火)	13:30~16:30	10名

空き家の発生を抑制するための特例措置（空き家の譲渡所得の 3000 万円特別控除）の要件拡充について

相続時から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、当該家屋（耐震性のない場合は耐震リフォームをしたものに限り、その敷地を含む。）又は取壊し後の土地を譲渡した場合には、当該家屋又は土地の譲渡所得から 3,000 万円を特別控除する制度については、適用期間が令和 5 年 12 月 31 日までに延長されることとなり、特例の対象となる相続した家屋について、これまで被相続人が相続の開始直前において居住していたことが必要でしたが、老人ホーム等に入居していた場合（一定要件を満たした場合に限ります。）も対象に加わることとなりました。

この拡充については平成 31 年 4 月 1 日以後の譲渡が対象です。

詳細は、国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000030.html

建築条件付売買予定地に係る農地転用許可の取扱いについて

農地法第 5 条に係る住宅を目的とした転用については、転用をする事業者が宅地を造成し、住宅を建築したうえで土地建物を一体的に売却する場合（建売分譲住宅）に限り転用が可能であり、宅地のみの分譲については転用不可とされておりました。

しかしながら、今般農林水産省の通知により従来の建売分譲住宅以外に、建築条件付売地についても一定の要件のもと転用許可が認められることとなり、国土交通省より本件に係る通知がありましたので、お知らせ致します。

詳細は、全宅連ホームページをご覧ください。

<https://www.zentaku.or.jp/news/3820/>

「神戸六甲山花めぐりチケット」特別優待価格のお知らせ

宅建協会は、昨年に引き続き「六甲ミーツ・アート芸術散歩」に協賛します。この度、主催者より協会の多年に亘る協力に対して、会員限定の特別優待価格で購入できる六甲山上 4 施設共通券「神戸六甲山花めぐりチケット」の案内がありましたので、お知らせ致します。

詳細は、協会ホームページをご覧ください。

<http://www.htk.or.jp/topics/member/10543/>
(ID : hyoutaku , PW : 4018)

神戸市消防局からのお知らせ

消防用設備等定期点検報告制度の推進について（お知らせ）

平成 31 年 3 月 28 日付で神戸市消防局と兵庫県宅地建物取引業協会は、防火対象物の消防用設備等の点検報告に関する情報提供等の連携事業について協定を締結いたしました。

これは神戸市消防局が保有する消防用設備等の点検報告に関する情報を協会員に提供することにより、神戸市内にある防火対象物の点検状況について、所有者・管理者および借主等に広く周知することにより、法令遵守の徹底及び火災等による人命危険の軽減に資することを目的としたものです。

手続きの方法やお問い合わせ先につきましては、下記をご参考ください。

◆ 提供する情報 ◆

最新の点検報告の報告日、次回の点検報告の報告時期

◆ 手続きの方法 ◆

・情報提供依頼書（様式 1）及び情報提供依頼物件一覧表（照会）（様式 2）に必要事項を記載の上、**神戸市消防局予防部査察課まで**ご提出ください。

（※）事前に所有者等に対して情報提供依頼を行う旨を告知し、了承を得たうえで情報提供依頼を行って下さい。

・様式 1 及び様式 2 の書式は協会 HP 会員ページの「公共団体との業務提供」ページ内に格納させていただいております。

・様式の提出は、「持参」、「郵送」、「電子メール」のいずれかの方法で行って下さい。

（※）「郵送」での回答を希望される場合は、郵送料分の切手を貼付した返信用封筒を同封願います。

◆ 情報の管理 ◆

・提供を受けたすべての情報は、本協定の目的達成以外の用途で使用しないで下さい。

・情報提供依頼物件一覧表の回答様式は**会員内部のみ**で使用するよう、適正に管理を行って下さい。

～情報提供依頼書の提出及びお問い合わせの窓口～

神戸市消防局予防部査察課査察係

〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号 神戸市役所 4 号館(危機管理センター)3 階

電話: 078-325-8513 / E-mail: fb_sasatsu@office.city.kobe.lg.jp